

○内閣府告示第千三百三十五号  
保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五  
条第一項の規定に基づき、コンバニア・エスバ  
ニョーラ・デ・セグロス・イ・レアセグロス・  
デ・クレディト・イ・カウシオン・エセ・アーが

日本において保険業を行うことを平成二十八年九  
月二十六日付けをもって免許したので、同法第百  
八十九条前段の規定に基づき、次のとおり告示す  
る。

平成二十八年十月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 外国保険業者の商号、本店の所在地及び設立  
の年月日

商号

コンバニア・エスバニョーラ・  
デ・セグロス・イ・レアセグロ  
ス・デ・クレディト・イ・カウ  
シオン・エセ・アー

本店の所在地

スペイン国マドリード市パセ  
オ・デ・ラ・カステリャーナ4

設立の年月日 一九二九年七月六日

二 外国保険業者の設立に当たって準拠した法令  
を制定した国の国名

スペイン国

三 外国保険業者の日本における代表者の氏名及  
び住所

氏名

星野 元昭

住所

東京都大田区田園調布二丁目十  
番八号

四 免許の種類

外国損害保険業免許

五 外国保険業者の日本における主たる店舗

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号 城山トラ  
スタワー三十階